

森林環境税譲与税活用事業 事業内容及び提出書類一覧

項目	NO	補助事業名	目的	事業内容	補助対象者	補助対象経費	補助率	申請	交付申請		実績報告		請求書
									鹿屋市補助金等交付規則で定めるもの	交付要綱で定めるもの	鹿屋市補助金等交付規則で定めるもの	交付要綱で定めるもの	
林業 支援	1	林業技術高度化支援事業	林業従事者の林業技術の向上や林業災害防止に資すること。	森林整備の高度な知識と技術を習得した技能者を育成するため、支援センターが実施する技能研修及び林業災害防止の研修を受講する場合の研修経費の一部助成	林業事業者 ・大隅森組 ・曾於地区森組 ・市内の林業事業者	林業事業者が雇用する次に掲げる要件のいずれにも該当する林業従事者に係る林業技術の向上や、林業災害防止の為に受講する研修に要する経費 (1)林業事業体に雇用される造林、保育、伐採及び作業路の開設等の作業に従事している者 (2)鹿屋市内に住所を有する者 ・支援センターが実施する研修に伴うテキスト代、センター宿泊棟宿泊代(限度額1泊2千円)、 ・林業災害防止の研修に伴う受講料、テキスト代とする。			・事業計画書(第1号様式) ・研修の申込書及び日程表の写し	・事業実績書(第1号様式) ・受講証明書の写し又は取得した資格等の写し ・経費を証明できる書類(領収書等)の写し			
	2	安全就労体制整備事業	林業従事者の健康管理や安全確保に資すること。	林業従事者の健康管理や安全確保に必要な装備の整備に要する経費への一部助成	市内の林業事業者	林業事業者が雇用する次に掲げる要件のいずれにも該当する林業従事者の健康管理や安全確保に必要な、次の装備の整備に要する経費 (1)林業事業体に雇用される造林、保育、伐採及び作業路の開設等の作業に従事している者 (2)鹿屋市内に住所を有する者 (3)防護服 ア 防護服 イ 空調服 ウ その他市長が必要と認める装備 (注)林業従事者1人につき1回とする。	補助対象経費から基金事業等の助成金を控除した額の2分の1以内で、予算の範囲内1,000円未満切捨(補助金算定式) (1)-(2)×3 ①補助対象経費 ②基金等助成金 ③補助率(1/2)	-随時 (注)1～3月の申請は12月までに市担当係に連絡してください。	・事業計画書(第1号様式) ・事業実施計画書(第2号様式) ・見積もり書、カタログ等	・事業実績書(第1号様式) ・本人と装備等の写真 ・納品書等の写し ・領収書等の写し			
	3	新規参入促進事業	林業従事者の新規参入者の就労支度に資すること。	新規参入者に対して支給する就労支度金の一部助成	市内の林業事業者	林業事業者が雇用する次に掲げる要件のいずれにも該当する林業従事者に支給する就労支度金 (1)林業事業体に雇用される造林、保育、伐採、作業路の開設等の作業に従事している者 (2)当該年度に新規参入した者 (3)鹿屋市内に住所を有する者 就労支度金とは、林業に就労するに当たり必要な装備の支給に要する経費 (1)チェンソー (2)その他市長が必要と認める装備			・事業計画書(第1号様式) ・課税事業者届(第2号様式) ・見積もり書、カタログ等 ・雇用契約書の写し	・事業実績書(第1号様式) ・本人と装備等の写真 ・納品書等の写し ・領収書等の写し			
労働 支援	4	林業用機械レンタル等事業	造林、保育、伐採、森林作業路の開設等の作業の効率化及び労働力の軽減を図ること。	森林整備のための林業機械等のレンタル料等の一部助成	市内における森林整備のためにレンタル等する、別表第1に定める林業機械等のレンタル料及び当該林業機械等の運搬に要する経費 (注)レンタル等期間中の運搬経費は対象経費としない。	予算の範囲内1補助対象者当たり200万円が限度1,000円未満切捨(補助金算定式) ①+② ①レンタル等料÷レンタル等期間日数×稼働日数÷5 ②運搬に要する経費÷5		・交付申請書(第1号様式) ・収支予算書(第2号様式)	・事業計画書(別記様式) ・見積書 ・計画区域の図面 ・市販の納納がない証明書	・実績報告書(第10号様式) ・収支精算書(第2号様式)		請求書(第12号様式)	
雇用 支援	5	社会保険等加入促進事業	林業従事者の社会保険等(厚生年金、健康保険、雇用保険)の事業主掛け金の一部助成	林業従事者の社会保険等(厚生年金、健康保険、雇用保険)の事業主掛け金の一部助成	市内の意欲と能力のある林業事業者	「意欲と能力のある林業事業者」以下「林業事業者」というが雇用する次に掲げる要件のいずれにも該当する林業従事者に係る社会保険料の林業従事者負担 (1) 林業事業者が雇用される主に造林、保育、伐採及び作業路の開設等の作業に従事している者 (2) 原則として、農林年金、健康保険及び雇用保険に加入している者 (3) 年間就労日数が180日以上のある者 (4) 鹿屋市内に住所を有する者 (注)事業期間途中退職者は助成対象外			・加入者計画名簿(第1号様式) ・事業計画書(第2号様式) ・雇用契約書の写し	・加入者実績名簿(第1号様式) ・事業実績書(第2号様式) ・保険料内訳表 ・林業従事者の掛金領収証の写し			
	6	労災任意保険制度加入促進事業	林業従事者の労働災害任意保険の事業主掛け金の一部助成	林業従事者の労働災害任意保険の事業主掛け金の一部助成	市内の意欲と能力のある林業事業者	林業事業者が雇用する造林、保育、伐採、作業路の開設等の作業に従事し、鹿屋市内に住所を有する作業員に係る労働災害任意保険の事業主掛金額 (注)事業期間途中退職者も対象 (保険会社はどこでも可)	補助対象経費から基金事業等の助成金を控除した額の3分の1以内で、予算の範囲内1,000円未満切捨(補助金算定式) (1)-(2)×3 ①補助対象経費 ②基金助成金 ③補助率(1/3)	-随時	・労災任意保険制度加入者名簿(第1号様式) ・事業計画書(第2号様式) ・労災任意保険制度加入促進事業計画書(第2号様式) ・労災加入証の写し	・加入者実績名簿(第1号様式) ・事業実績書(第2号様式) ・経費を証明できる書類(領収書等)の写し			
	7	林業退職金共済制度加入促進事業	林業従事者の退職金共済制度の事業主掛け金の一部助成	林業従事者の退職金共済制度の事業主掛け金の一部助成	市内の意欲と能力のある林業事業者	林業事業者が雇用する次に掲げる要件のいずれにも該当する林業従事者に係る林業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度及び大村産業退職金制度の事業主負担とする。 (1) 林業事業者が雇用する主に造林、保育、伐採及び作業路の開設等の作業に従事している者 (2) 年間就労日数が150日以上のある者 (3) 鹿屋市内に住所を有する者 (注)事業期間途中退職者は助成対象外			・林業退職金共済制度加入者名簿(第1号様式) ・事業計画書(第2号様式) ・林業退職金共済制度加入促進事業計画書(第2号様式) ・林業退職金共済制度加入証の写し	・加入者実績名簿(第1号様式) ・事業実績書(第2号様式) ・経費を証明できる書類(領収書等)の写し			